

## 大学図書館サービスと著作権

土屋 俊  
(千葉大学)

\*はじめに

大学図書館は、図書館としての社会的責任を負うばかりではなく、高等教育と学術研究とを主たる目的とする大学がその役割を十全に果たすことに寄与することが求められている。大学の活動のなかでは著作物を利用して行なわれる活動が中心的であり、また、その活動とくに研究活動は著作物を産出することが多い。また、大学図書館における著作物の利用においては、図書館が本来有する公益性に加えて、高等教育がもつ公益性も考慮する必要があり、「大学図書館サービスと著作権」について検討すべき課題は多い。さらにまた、大学図書館においては近年、電子的形態の著作物をさまざまな形で利用するだけでなく、生産に関与することも起きているので、このことから生ずる著作権上の問題を検討する必要がある。

以上のような状況を踏まえて、この報告では、大学における大学図書館の機能からみた著作権問題の諸相について地図的な理解を行なったあと、日本の大学図書館における古典的な著作権問題への取組みである著作権法 31 条の図書館等における複製をめぐるふたつの問題を検討する。すなわち、「セルフ式コピー機」問題と「複製物提供方法」問題である。次に、大学図書館における「電子化」の状況を概観して、そこに生じる著作権上の問題と解決について概観する。

\*大学における大学図書館の機能からみた著作権問題の諸相

すでに述べたように大学には、高等教育機関としての社会的役割と、研究機関としての社会的役割が存在する。したがって、大学図書館にもおのずから相当するすくなくとも 2 種類の役割が存在することになる。すなわち、以下の通りである。

[学習図書館機能:] 大学等の高等教育機関に設置され、学習者の学習に必要な資料の入手、管理、提供、保存を行なうとともに、利用者の資料利用に関する指導を行なう

[研究図書館機能:] 大学等の高等教育機関に設置され、学内・学外の研究者が必要とする資料を入手、管理、提供、保存すると

ともに、その利用に必要な技能を指導する

さらに、従来から指摘されているように大学図書館には人類の知識の生産、利用、蓄積、継承のために

- ・ 人類社会の財産としての学術的知識の蓄積、保存、継承
- ・ 大学と社会のインターフェイス（市民利用、情報公開など）
- ・ 著作権者のコミュニティとしての「大学」における著作権の管理

のような機能を担うべきであると考えられる。

学習図書館的機能は、図書館が学生の勉学の場所（閲覧席）であると同時に、溜まり場・休息の場所（オーディオ、ビデオ、BS、CS、ブラウジング）であることを要求しており、そのような学習活動等のために図書館業務としては、レファレンス（参考調査）、貸し出しなどのサービスが中心となるが、学習（広い意味の調査研究）のために著作物の複製をつくる業務が存在することになる。

しかし、設置者の種類を問うことなく、現在の財政、人員事情から、そのような複製は図書館員ではなく利用者自身に行なわせることが通例となっている。しかし、このような事態は、法 31 条が想定している事態とは異なるので、現行法のもとで、どのように対応すべきであるかの議論が必要となる。

研究図書館的機能に関してもまた、同様の状況がみられる。一つの図書館がその本来の利用者の需要のすべてに応える蔵書構成を実現することが困難であることから、他の図書館の協力を得る必要がある。とくに、外国雑誌については、近年において価格の高騰もあり、他の図書館の協力があってはじめて自大学におけるユーザサービスが可能となるといってもよく、とくに、価格高騰の傾向は、自然科学系の雑誌にみられるので迅速なサービスのためには提供方法の高速化がユーザからみれば好ましいと考えられる。実際、利用者は、このような図書館間の協力体制を利用して、自分が所属する大学の図書館以外の大学図書館を利用して資料を入手することができるようになっている。このような利用形態は日本では大学図書館に特徴的なものであるが、法 31 条が想定している利用の形態とは異なるので、とくに複製物の送付、提供の方法について検討を加える必要がある。実際、昭和 59 年の著作権審議会の報告の中では、このような図書館間協力は「必ずしも適法とはいえない」とされていた。

以上のふたつの問題が、古典的問題である。これに対して、学術研究コミュニケーション一般の形態が、過去 10 年間で急速に電子化したことによる大学図書館の機能の変容と、そ

れにともなう著作権関係で生じた問題群が存在する。第一には、ワールドワイド・ウェブ普及による問題である。たとえば、図書館の中の端末で、ワールドワイド・ウェブに掲載されているホームページを閲覧のうえ、プリントアウトしようとする、それは図書館による複製としては許諾を要するものとなり、個人がその私的な目的で複製を作成しているとなると図書館内で法 30 条がみとめる私的複製の行為が行なわれていることになる。

また、平成 8 年に旧文部省学術審議会が発表した「電子図書館的機能の拡充・強化」に関する建議によれば、大学図書館における電子図書館的機能の最重要のものとして、図書館資料の電子化があげられている。たしかに多くの貴重資料であれば、著作権がもはや存在していないことも考えられるが、たとえば昭和初期の刊行物や、現代の雑誌記事については著作権者の許諾を得て電子化する必要がある。また、学内の研究者が学会誌に発表した論文を大学の電子図書館サーバに置いて利用に供するようにするためには、おそらくは著作権を譲り受けている学会の許諾を必要とすることであろう。このように大学図書館の電子化は、著作権の問題を避けて通るわけにはいかないという状況にあった。

さらにまた、1990 年代後半にインターネットが先進諸国において急速に普及したとき、学術的コミュニケーションもまた必然的な影響を受け、2000 年になると主要な学術雑誌出版者が発行する 90%以上のタイトルがオンラインジャーナルとして提供されるという事態となった。このことは、電子的著作物のライセンスと著作権処理の関係の問題をクローズアップさせることとなった。

以下においては、この 3 つの問題群について、これまでの大学図書館界としての取組みを紹介しながら、今後の展望を述べる。

#### \* 国公立大学図書館協力委員会の取組み

国立大学図書館協議会では、平成 8 年から 2 年にわたり、それまでの同協議会著作権特別委員会の作業を総括するかたちで、1987 年来の懸案であった日本複写権センターとの協議を進展させるための検討を行ない、平成 10 年 6 月に同協議会総会に提出された報告書にもとづいて、同年 7 月国公立大学図書館協力委員会に対して、日本複写権センターとの交渉の進展を促す提案を行なった。提案の趣旨は、上記の報告書の内容を踏まえて、コイン式コピー機の扱いおよび図書館間協力におけるファックス利用について、無報酬無許諾の範囲について一定のガイドラインを設けて運用し、その範囲外の複製については必要があれば日本複写権センターと許諾契約を結ぶという方針で対応するという提案を行なった。そののち、国公立大学図書館協力委員会および国立大学図書館協議会では、関係諸方面

と協議のうえ、「ガイドライン」という表現を避け「実務要項」とすること、また、コイン式コピー機問題に焦点を絞り、ファックス利用については別途扱うという修正を経て、平成 11 年 3 月日本複写権センターに対して、大学図書館における著作権法を遵守した複製についての啓発普及と、コイン式コピー機の運用方法とについて大学図書館における取組み方を述べる「実務要項 A」を案として提示した。これに対して、日本複写権センターからは、平成 12 年 2 月に、文言の訂正を主とする回答を得ることになるが、その期間に、国立大学図書館協議会、私立大学図書館協会、公立大学協議会図書館協議会において、上述のような基本的方針の承認手続きを行ない、大学図書館全体としての取組みとして了解されることとなった。

これまでは、現行著作権法 31 条の運用についての議論が中心であったが、平成 12 年 3 月に変化のきっかけが生まれる。旧文部省生涯学習局では、情報通信技術の急速な進展に対応した教育現場における著作権問題の検討のための調査研究協力者会議を設置したが、その協力者会議のなかで図書館における複製も同時に議論されることになり、同年 9 月に発表された報告書では、図書館等における複製についても各種の提言が行なわれた(「コンピュータ、インターネット等を活用した著作物等の教育利用について(報告)」(平成 12 年 9 月、コンピュータ、インターネット等を活用した著作物等の教育利用に関する調査研究協力者会議))。このワーキング・グループ 10 月には文化庁著作権審議会マルチメディア委員会のもとに教育現ワーキング・グループ題を検討するワーキング・グループと図書館等における複製を検討するワーキング・グループが設置されることになり、大学図書館からも後者のワーキング・グループに委員として参加することになった。このような法改正を念頭においた取組みのなかで、権利者側とのコミュニケーションがより緊密になり、平成 13 年以降、具体的なレベルでの議論、交渉が進展することになった。

以上のような外部状況の変化をみながら、平成 12 年 2 月の日本複写権センターからの回答への対応を検討するなかで、平成 13 年にいたり、国公私立大学図書館協力委員会では、平成 10 年度から取り組んできた日本複写権センターとの交渉の新局面をさらに発展させることとした。すなわち、平成 11 年 3 月に協力委員会から提示した誓約書つき申込方式とでもいうべき「実務要項 A(案)」によるコイン式コピー機の運用を前提として、同センターとの間に事務レベルでの交渉を行うことを平成 13 年 6 月に提案することともに、大学図書館側における著作権思想普及活動の展開と、同センターとの将来的な契約を視野に入れた検討事項を明示した。とくに、この著作権思想普及活動の展開の一環として、日本図書館協会と協力して、図書館における複製について著作権法が定めるところを周知するためのポスターを作成し、ほぼすべての大学図書館に配布した。また、大学図書館における著作権の扱いに関して図書館員および利用者から頻繁に出される疑問点への定型的回答を中心として、『大学図書館著作権 Q & A』を編集して、平成 14 年 2 月にウェブに掲載した。

これらの取り組みの中心は、国立大学図書館協議会著作権特別委員会の下でのワーキング・グループに私立大学、公立大学から図書館員の参加を求めて、拡大ワーキング・グループを組織し、国公立大学図書館協力委員会の専門委員会としての位置付けを与えた集団である。大学図書館側でのこのような取り組みに対して、日本複写権センター側では、ワーキング・グループを組織して対応するという姿勢を見せていたが、その構成に手間取り、結局、センター事務局と大学図書館側の事務局との実務レベルでの交渉をチャンネルとして意見調整を行なうこととなっている。

この間、大学図書館側が想定していた運用は以下のようなものである。法 31 条では、「図書館が依頼に応じて複製する」となっているのに対して、コイン式コピーによる複製は図書館(員)による複製ではなく、したがって法 31 条による権利制限の対象ではないゆえに、別途許諾を要するという点が問題であった。平成 11 年に提案した「実務要項 A」の趣旨は、大学図書館が利用者に対して、法 31 条の規定する範囲内の複製であることを宣誓させる内容をともなった申請書への記入を要求し、申請書およびコピー機の管理について複写権センターが合意する条件を満たす限りで、無許諾無報酬の複製がコイン式コピー機によっても大学図書館内で行なえることとし、法 31 条の規定する範囲の外の複製については別途許諾契約によって行なうとすることである。この別途の許諾契約については、個別契約によるのか包括契約によるのか、利用者自身が許諾を求めるのか、図書館が許諾を求めるのかなどの選択肢があるが、それらの点は、法 31 条が規定する範囲について、具体的な合意が行なわれてから検討することとしていた。

このような理解のもとに、大学図書館側と日本複写権センターとの間の交渉は進展し、現在では、法 31 条の大学図書館における運用について、コイン式コピー機の利用を中心として具体的相互了解が得られつつある。たとえば、大学における「図書館その他の施設」の範囲を具体的に確定し、合意に至っている。また、定期刊行物掲載の記事、論文の全体を無報酬無許諾で複製することを許す権利制限については、「刊行後相当期間経過後」という条件がついているが、この「相当期間」について、現在日本複写権センター側が詳細な提示を行なう準備を行なっている(この件について、大学図書館側としては、平成 5 年に日本複写権センター側から提示されたガイドライン案の中で「次号刊行後または刊行から 3 ヶ月を経過した後」とされていたことを踏まえて運用してきたという意識であったが、日本複写権センターとしてはその提案についてはこだわらないという姿勢をとるようになったと理解される)。

このように、著作権法 31 条にもとづく図書館における複製を実施するために、しかし、大学側として検討するべき事項は多岐にわたり、これまでの十数年間にわたり議論されてき

たさまざまな問題に加えて、検討を要する問題が認識されつつある。そもそも法令上は無報酬無許諾の複製の主体は図書館であるが、

その範囲外の複製について大学における図書館はそのような複製のための許諾を求める立場であるのかという問題、そしてこの問題に関して国立、私立、公立ではおそらく考え方が異なるであろうというさらに複雑な問題、さらに、無許諾無報酬の範囲を超える複製について許諾による著作権使用料を支払う際、その費用は誰(最終利用者? 図書館? 大学? 設置者?) が負担することとすべきなのかなどの問題である。

法 31 条による権利制限を拡大してあらゆる種類の複製を認めるとともに補償金の支払いを義務づけるという方向の法改正の必要性を主張する議論が可能であるかもしれない。大学図書館側としては、この議論に与しない立場を一貫させてきた。第一には、あらゆる複製を認めることが、権利者の真の利益につながるには思えないという理由を私的することができる。実際、「あらゆる」種類の複製にまで制限を拡大しないかぎり、補償金の支払い対象となる複製とそうでない複製の判別が必要になり、現在の方式とあまり大きな変化を認めることはできないことが想定されるが、あらゆる種類の複製の認めることは、確実な補償金配分の予想がないかぎり、著作権者が著作権(複製を許諾する権利)を放棄したに等しいことなることであろう。第二には、同じ論点の裏返しであるが、著作権者がもつあらゆる種類の複製権を制限しないかぎり、図書館としては運用労力の軽減につながるとは考えられず、そのような制限が非現実的であるとすれば、その代償として支払うべき補償金に合理的根拠があるようには思われえないという点を指摘することができる。また第三に、大学図書館における調査研究の趣旨から考えて、現在の制限で多くの場合にはその目的を達成することが可能であることも主張すべきであろう。なぜならば、大学図書館における複製の非常に多くが、定期刊行物(専門雑誌等)の論文の複製であるからである。

たとえば、現在の 31 条が規定する図書館が無許諾で行なえる複製の条件としての「著作物の一部分」という規定について考えてみよう。この規定を緩和して、たとえば「著作物の全部」の複製を図書館が行なえることとして、その補償のために一定額を支払うこととする法改正を行なおうとしてみよう。その理由としては、図書館のカウンターで、著作物の全部の複製の依頼を断わることが困難であるということがあげられたとしよう。この理由づけは若干奇妙であることを確認したい。図書館がそのような複製を断わるとは法律によって当然のことであるが、そのことによって図書館が利用者の権利(たとえば、情報にアクセスする権利)をいささかも侵害はしていないこともまた明らかである。たしかに、無許諾無報酬で複製をつくることはできないが、利用者にたいして許諾をとれば複製できることを知らせてあげることは、義務ではないが十分に尊敬できる行為である。許諾をとって複製をつくることは、権利者が許諾の対価を要求するか否かは別として可能であり、この可能性がある限りは、利用者の知る権利とか住民税のタックスペイヤーとしての権利を侵

害することにはならないであろう。補償金制度を導入することによって、あらゆる種類の複製を無許諾で可能にすることは、許諾という概念が著作権に残るかぎり、著作権者から許諾の権利を剥奪することになると考えられる。もちろん、著作権は許諾権ではなく、報酬請求の権利であるとする場合には、そのように考える必要はないが、本節は、あくまで現行法にもとづく運用を中心に議論しているので、そこまで踏み込んで議論することはしない。

#### \* 図書館間協力における複製物の提供方法

上述のように、情報通信技術の急速な発展が情報流通の形態を大きく変貌させた結果、著作権の扱いについても対応が必要であり、とくに教育分野における著作物の利用についての配慮が必要であるという認識のもとに、旧文部省では平成 12 年度に研究協力者会議を設けて検討を行い、平成 12 年 9 月に提言をまとめたが、その中で、かねてから大学図書館側と日本複写権センターとの交渉のなかで断続的に話題となってきた図書館間協力におけるファックス利用の問題が言及されている。これは、図書館に設置されたファックスを利用して依頼者の依頼を仲介した図書館に複製物を送付する行為が著作権法が定める公衆送信にあたるとしているので、本来は送信ごとあるいは包括的に許諾を要するのであり、許諾を得ないで送信することは違法行為であるという問題が認識されていたのに対して、情報通信技術の急速な発展によって、ファックスだけでなくさまざまな(主としてインターネットを媒介とする)転送手段を利用することが可能となっており、これらの情報通信技術を活用しないことは図書館の社会的役割をはたしていないことになるのではないかという観点も存在する。

実際、大学図書館における図書館間協力、すなわちより具体的には文献複写サービスは、もはや一館ごとではそれぞれのキャンパスにおける利用者の需要を満たすことができなくなっている海外学術雑誌の予約購読状況を補充するものとしてきわめて重要な役割を担うようになっている。その件数は、NACSIS-ILL システムを利用するもので約 100 万件にのぼっている。しかし、この業務は、労働集約性の高いものであり(雑誌を図書館・研究室の書架からもってきて、複写をつくり、封筒づめして、発送し、NACSIS-ILL システムに入力する)、その一部でも現代技術の活用によって軽減することができないかが問題であった。欧米の大学図書館では、この郵送に代えて、ファックスあるいはインターネット転送システムの利用が一般的であり、著作権者の権利を侵害しない運用のためのガイドライン(中間生成物の破棄など)を遵守して利用がはかられている。

大学図書館以外でも、国立国会図書館や各種公共図書館においても郵送による複製物の提供は実施されており、とくに、障害があるなどして来館がかなわない利用者の調査研究に

役に立っているが、同様に、ファックスなど利用することによってそのサービスの質を向上させるとともに、業務量の軽減が必要とされていた。

このような状況において、大学図書館としては、日本複写権センターとの交渉においては、ファックス送信に関する扱いをとりあえず保留したところ、文部省における上述調査研究協力者会議の設置、報告を受けて、文化庁で平成12年10月から著作権審議会（平成13年1月からは文化審議会著作権分科会）の下に、「著作物等の教育利用に関するワーキング・グループ」と「図書館等における著作物等の利用に関するワーキング・グループ」を設置して、具体的な問題点の検討を行うこととしたところから、この問題について、公共図書館とも連携をとって取り組むこととなった。このワーキング・グループにおける図書館側から

- (1) 学術振興などの観点から、利用者の依頼に応じて作成した複製物を依頼した利用者に提供するために、ファックス送信、インターネットを利用した画像転送などの手段を無許諾無報酬で利用するために、権利者の公衆送信権を制限するようにしてほしい

という要望事項を提起した。

この要望事項について、権利者側は、一般的にすべての複製について補償金を支払うことを要望するという極論もある一方、複製物の提供が、複写物(つまり、音楽ではなく)にかぎられ、かつ、画像イメージの転送にとどまる場合には容認可能であるという意見も表明され、それが報告書に反映されることになった。このことは、ILL そのものの適法性を問題にした昭和59年の報告書の認識から一歩踏み出した立場を権利者がとるようになったと理解することができる。とくに、大学図書館における図書館間協力についての理解はかなりの範囲で共有されている。とくに、現在、大学図書館間においては90%以上が、学術雑誌掲載の論文であり、さらにその90%以上が自然科学系の雑誌論文であるだけでなく、そのうち、約8割が海外雑誌論文であることから、要望の緊急性が理解されたといえる。

このワーキング・グループでは、6件の制限拡大要求と5件の縮小要求が議論されたが、今回のワーキング・グループの報告には直接法律改正につながる結論は述べられていない。しかし、その最後で、今回の審議を通じて明らかになった具体的な論点について、当事者が合意できる解決を求めて協議する場を設けることの必要性が説かれることとなり、文化庁では当事者間協議の場を設定し、図書館等における著作物等の利用に関しては、平成14年2月1日から、当事者(権利者側、利用者側各4名)による検討を開始しており、平成15年度の法改正を目指して7月までに結果を出すことを目標としている。

このいわゆる複製物の提供における公衆送信の利用について、具体的にはさまざまな方法が考えられる。すなわち、依頼者が来館し引き取ることがないことを前提とするならば、

- (1) 提供館が依頼者に直接郵送する
- (2) 提供館が依頼者に直接ファックスする
- (3) 提供館は依頼を仲介した館に郵送して、その仲介館が依頼者に手渡す。
- (4) 提供館は依頼を仲介した館にファックスして、その仲介館が依頼者に手渡す。
- (5) 提供館は依頼を仲介した館にイメージファイルをインターネット送信して、その仲介館はそれをプリントアウトして依頼者に手渡す。
- (6) 提供館は依頼を仲介した館にイメージファイルをインターネット送信して、その仲介館はそのファイルを依頼者に提供する。
- (7) 提供館が依頼者に直接インターネット送信する

という7種類の方法が考えられる。(1)は現行の非来館者による提供方法であり、今回のワーキング・グループにおける要望は、このすべて、とりわけ(2)から(7)を可能することである。たしかに(3)から(5)のような図書館間協力(ILL)の形態については、中間生成物を図書館が管理できるので、比較的権利者側の抵抗は少ないが、公共図書館におけるサービスを考えるならば、(2)や(7)のような形態の実現を目指すことが必要であることはいうまでもない。

現在行なわれている当事者による検討では、この実現を目指して、権利者側の縮小要求のうち図書館側として容認できるものはないか、そのまま容認できないとしても、合意できるような縮小要求に修正可能なものはないかということが検討されている。今回のワーキング・グループにおける、制限拡大の要求は以下のとおりである。(1) 定期刊行物の場合には掲載論文の全体を複製することができるのに対して、定期的に刊行されていない論文掲載冊子の場合にはそれができないことは学術研究にとって著しく不利であり、かつ、権利者の権利を不当に侵害しているとは考えられないので、そのような場合についても権利者の複製権を制限してほしい。(2) さまざまな媒体技術が開発され、その媒体に蓄積された情報内容を再生するために特別な機器が必要であるとき、その技術の進歩が早いために再生機器が市販されなくなり、著作権が残っているものの再生が不可能になることが生じている。利用可能な状態で保存するためには、媒体を適宜変換しておくことが必要であるので、そのような複製については複製権を制限してほしい。(3) インターネットが普及しているなかで、利用者の情報入手の手段として図書館内に設置されたインターネット接続端末を利用することが増えているので、その利用のさい、たんに閲覧するだけでなくプリントアウトも無許諾無報酬でできるようにしてほしい。(4) 最近、点字図書館では無許諾

無報酬で通常の図書から音声図書を作成することができるようになっているが、一部の公共図書館でも視覚障害者を対象にしたサービスとして音声図書を提供したいので、図書館一般についても音声図書の作成ができるようにしてほしい。(5) 館内で利用することのみを目的として、図書館資料をデジタル化、データベース化するために著作権者の複製権を制限してほしい。このうち、(5)については、権利者側の同意がとうてい得られそうもなく、現在の図書館の財政、人員状況を考え、また、多くの電子化が貴重資料または著作権者の特定、接触が可能なものがほとんどであることを考慮して、緊急の必要性がないものと判断することとなった。(3)は、問題が図書館に限られるものでないことから親委員会での議論を期待している。

他方、現在権利者側からの縮小要求の趣旨は以下のようなものである。権利者側から権利制限を縮小する要求はあわせて5点出されている。そのうちのひとつは、そもそも図書館における複製について一般的に補償金の支払いを求めるものである。また第2点として、「街角貸本図書館論」を援用しつつ図書館による貸与についても同様に補償金制度の導入を要望する権利者もいた。さらに最後に挙げるものの、権利者、とくに学術著作権協会から提示された要望、すなわち、無許諾無報酬による複製物の利用目的を非営利的、あるいは非商業的な個人的調査研究に限定するという要望については、図書館側としても、公益性の観点から基本的には理解できる要望として受けとめた。しかし、この要望を法律に反映することは多くの点で困難があり、さらに、既存の解釈や実践との齟齬が懸念されることも報告されている。さらに、一部の公立図書館で、利用者が自ら行なう複製を法30条が認める私的な複製として図書館の行なう複製ではないと判断していることを考慮して、そのような私的複製が行なわれないようにするために附則5条の2を廃止することが要望されている。これらが上述した拡大要求とのバランスを考慮して検討される対象となっている。

#### \* 電子的著作物の普及と大学図書館における著作権問題

日本の大学図書館における電子図書館化は、諸外国に較べて5年遅れていると言って過言ではない。このことが、学術情報の電子化の時代における著作権問題についての認識を混乱させているとすることができる。たしかに、平成8年に「電子図書館的機能の拡充・強化」を旧文部省学術審議会が建議して、それをきっかけとして大学図書館における電子図書館化が推進されたことは事実である。しかし、この年、平成8年(1996年)は奇しくも日本における「インターネット元年」とでもいうべき年であった。すなわち、今(2002年)ならば、誰でも電子図書館といえば、学内からインターネット経由で電子ジャーナルを含むさまざまなウェブ・リソースにアクセスしたり、一般の人々が国立国会図書館や各大学のOPACをインターネット経由で利用することは当然の機能であると考えられるが、そのよう

なことはこの建議ではほとんど取り上げられていない。

したがって、この建議をきっかけとして、1996 以降に展開されたさまざまな電子図書館化施策は、インターネットを前提としないものとなってしまったのである。

一方で、国際的であることが本質のひとつである学術コミュニケーションは、1990 年代のインターネットの社会インフラ化の動向をうけて、急激な電子化、オンライン化が進んだ。そのひとつの動向は学術雑誌の電子ジャーナル化である。この動向は、そもそも学術雑誌の価格高騰に関係するいわゆる「雑誌の危機」(Serials Crisis)の問題と微妙に関係しており複雑なものであるが、ここでは著作権という観点からのみ議論する。しかし、それに先立って、この電子ジャーナル化に十分に気づかずに展開した日本の大学図書館の電子図書館化における著作権関連の主要な動向について論じておきたい。

電子図書館の古典的イメージのひとつは、ペーパーレスの学術情報流通環境である。この実現のためには、印刷された紙をとじたものであることがほとんどである図書館資料を「電子化」することが必要である。しかし、印刷された著作物を電子化する権利はおそらく著作権者が占有する権利であり、法 31 条に図書館についての例外規定をもつ複製権であるか否かは別として、許諾を必要とすると考えることに疑問の余地はない。このような状況で、奈良先端科学技術大学院大学では、平成 7 年から出版者等と交渉して(有償あるいは無償で)許諾を得て、外国雑誌等のイメージを電子化して学内利用に供してきた。この事業はきわめて先進的であり、ペーパーレスの研究環境を創出するモデルケースとして高く評価することができる。しかしながら、上述したように電子ジャーナル化の進展は、2000 年段階において主要商業出版者の 90%以上のタイトルがオンライン提供されるという段階にまでいたっており、同大学のこの試みはその歴史的使命を終え、次の段階への発展が期待されるに至っていると考えられる。著作権許諾を求めることなしに、一定のライセンス契約によってペーパーレス環境は実現することが明白だからである。また、同大学の著作権許諾の交渉においては、「学内利用限定」ということを明示してそれが行なわれたように窺われる。しかし、すべての大学がペーパーレスの研究環境を志向したとき、同じ雑誌の同じページを各大学がスキャンすることは不合理であり、予算の無駄使いであるとみなされる。本来電子化という作業は、共同的なものであり、共有を目指すことによってはじめて意味があると考えられるので、この「学内限定」という方針について、等しくペーパーレス化を目指す他大学からの批判に応える義務が生じているといえるであろう。

また、紙の上に印刷、筆写などによって記録された貴重な資料を電子化することによって、広く人類の共有財産とするとともに、専門的教育の質の向上を実現するという点で、貴重資料の電子化は重要な貢献であると考えられる。しかし、多くの場合、そのような貴重資

料の著作権者は100年以上も前に死亡しており、そのような場合には当然許諾の交渉をする必要はない。しかし、近代以降の資料を電子化する場合には、許諾の交渉の努力をする必要はあり、たとえば、千葉大学附属図書館で科学研究費補助金を得て行なった「近代デザインデータベース」は、東京高等工芸学校が所蔵していた同時代資料を含んだものであったので、美術協会の協力を得て許諾の交渉を個別に行ない、現在交渉した7名のうち5名から許諾を得ている。のこりの2名については、許諾が得られなかった。些細な問題ではあるが、このような場合、許諾の対価は年度ごとに支払われるにもかかわらず、たとえば作成経費となる科学研究費補助金においては作成時の著作権使用料のみが積算できる点などは改善の余地があると考えられる。

貴重資料とはいえないまでも、大学が生産する知的財産を広く社会に直接還元することは、現代の大学の社会的使命であると考えられている。このなかで、たとえば特許のようにすでに社会的制度が整えられている知的財産については扱い方が明確であるが、それ以外のものについては、著作権者の知的財産権保護の観点から、著作権の問題として扱う必要があると考えられる。たとえば、科学研究費補助金の研究報告などを大学の図書館が主催する電子図書館システムに掲載しようとする場合、著作権者、すなわち研究者が個別に図書館に送信可能化や公衆送信の権利を許諾あるいは委託するということによって、権利関係を処理するという手法が考えられる。このような手法は筑波大学電子図書館によってかなり厳密に開発されており、大学図書館として共有すべきものであると考えられる。しかし、このような場合でも問題は存在する。すなわち、すでに著者が自分が発表した雑誌の出版者(商業出版者であり学協会であれ)にその著作権を譲渡しているような場合である。筑波大学においては、そのような場合、著者にたいして著作権処理をすませることを要求しているが、大学の社会的使命を考えたときに、この問題は雑誌出版者と大学との間で解決すべき問題であるようにも考えられ、今後の検討課題であると思われる。実際、MITにおけるD-Spaceプロジェクトでは、学内生産の論文はD-Spaceに掲載することをなかば義務づけられることになるとされており、今後の学術情報発信についての社会的、国際的合意の形成を図る必要があると思われる。

このように、大学図書館の電子図書館化と著作権の問題との接点が多いことは事実であるが、これが著作権法の問題に直結するか否かについては疑問が残る。なぜならば、大学が情報を入手して教育研究に役立てるという観点から考えるときには、そのような入手は今後急速にオンライン化すると考えられるからである。すなわち、オンライン提供される情報については、ほとんどの場合、情報提供者と大学(図書館)とが直接の契約を交し、利用の範囲・条件および対価を取り決めることになる。その契約で認められることは許される利用であり、認められないことは許されない利用である。この限りでは、著作権についての一般的法律が発動する余地はない。また、学内生産の情報を大学が発信しようとする

場合についても、原則として大学内の研究者と大学との契約関係がすべての基礎であり、そこで定められた通りに著作物が取り扱われることになる。

ただし、この場合は、厳密な意味ではエンドユーザとのライセンス契約にならないので、あらためて著作権の問題が生じる可能性があるとも考えられるが、もし、一般に公開することがそのような情報発信の目的であるならば、さまざまな意味での再利用自由の原則を明示することも可能であろう。もちろん、大学が権利関係に神経質であり、かつ研究者サイドがオープンソース運動などを推進しているような場合には、微妙な取り決めが必要になるかもしれないが、私的、個別的契約を積み重ねていけば、一般的な著作権法が発動される余地は少なくなっていくことが予想される。

以上のように、大学図書館の電子化は、予想に反するかもしれないが、個別的な私的契約が一般的となることによって、著作権にかかわる問題をより簡明かつ明晰なものしていくことになるであろう。おそらく著作権法の「出番」は、残存する印刷媒体にかかわる電子的手法、たとえば、ILL におけるインターネット送信や資料のイメージの電子化などに限定されると考えられる。